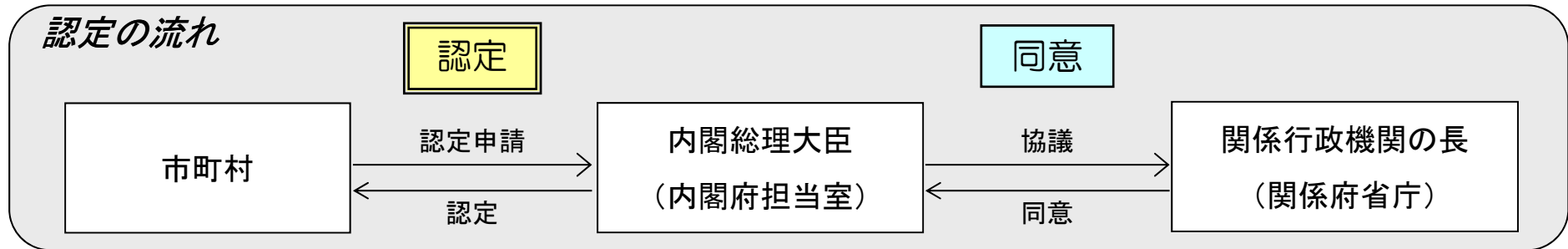


基本計画の認定基準



○認定基準

① 基本方針に適合するものであること。

→基本方針の該当部分に適合した内容であることが必要
(第1章、第2章4.、第3章、第9章、第10章、第11章)

② 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

→以下の点で判断

- a) 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章から第8章までの事業等が記載されていること。
- b) a)の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

③ 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

→以下の点で判断

- a) 事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと。
- b) 事業等の実施スケジュールが明確であること。

○同意基準 → 所管する法令等への適合性及び諸計画との整合性